

財政援助団体の監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体の監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和6年2月8日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 善波 宣雄

1. 監査の種類
財政援助団体等の監査
2. 監査の実施日
令和6年1月23日（火）
3. 監査を行った監査委員
監査委員 間中 晟
監査委員 善波 宣雄
4. 監査の対象機関
対象団体 社会福祉法人二宮町社会福祉協議会
所管課 健康福祉部福祉保険課
5. 監査の対象
二宮町から交付した補助金（令和4年度分）に係る補助金交付団体の出納、その他の事務の執行及び所管課の上記団体への補助金に係る出納、その他の事務
6. 監査の着眼点
二宮町が交付した令和4年度補助金に係る出納、その他の事務の執行状況及び事業効果について、補助金が目的に沿って有効かつ適正に使われているか、補助金の交付申請から実績報告までの事務手続が適正であったか、補助対象事業の執行が適切かつ効率的に行われているか等に主眼を置いて監査を実施した。

7. 監査の実施内容

監査にあたり事前に提出された監査説明書及び関係書類等に基づき、所管課及び補助金交付団体からの説明を聴取した。

8. 補助金交付団体の概要

社会福祉法人二宮町社会福祉協議会は、昭和 27 年に任意社協として発足し、その後、昭和 59 年に社会福祉法人格を取得し、「社会福祉法人二宮町社会福祉協議会」となった。

社会福祉法人二宮町社会福祉協議会は、誰もがいきいきと豊かに暮らせる町を目指して、町民のほか、ボランティア、福祉施設・団体・グループ等の活動の支援を行っており、町民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的とする団体である。

9. 補助金の執行状況

社会福祉協議会補助金は、役員報酬、事務局職員俸給・手当等、人件費に加え、事務所運営費として建物賃借料の支出等に充当している。

また、日常生活自立支援事業補助金は生活支援員賃金に、シルバー緊急通報システム補助金はシステム運用業務委託費等に、それぞれ充当している。

10. 監査結果

補助金に係る出納、その他の事務について監査した結果、補助金の使途については適正であると認められたものの、事務処理の内容に関して、次の点について指摘する。

(指摘事項)

【補助金交付団体関係】

- ・ 経理規程に従い、概ね適正に執行されているが、会計責任者及び事務局長の押印が漏れている会計伝票が若干数見受けられた。また、支出の手続に関し、経理規程に定められている必要書類が添付されていないもの、報酬等を支払う際の添付書類の様式が統一されていないものが見受けられた。町の条例や規則等を準用し、基準表を作成する等、適正な事務執行に努められたい。
- ・ 町団体の中には、二宮町及び社会福祉法人二宮町社会福祉協議会の双方から補助金の交付を受ける団体が見受けられる。改めて、補助金の目的、内容、必要性を精査されたい。
- ・ 福祉活動の中核的役割を担う団体として、災害時行動マニュアルの早期の改定を進められたい。

【所管課関係】

- ・ 補助金交付団体である社会福祉法人二宮町社会福祉協議会の所管課として、適切な事務処理の指導に努められたい。

以上